



プレスリリース カテゴリー: [新製品開発]

2011年9月発信

報道関係者各位

<東海地区初> カーボンフットプリントマークの使用許諾を取得 まずは、2つ折りパンフから普及を推進

サンメッセ株式会社(本社:岐阜県大垣市、代表取締役:田中 義一、以下サンメッセ)は、「出版・商業印刷物(中間財)」でのカーボンフットプリント(CFP)マーク(*)使用許諾を取得しました。

CFPとは、商品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルにいたるまでのライフサイクル全体を通じて排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算し、その排出量を分かりやすくマーク表示する仕組みです。日本では経済産業省が中心となり、2009年度より「CFP制度試行事業」として、CFPマークを表示する仕組みを運用しています。この制度では、事業者が商品・サービスごとの排出量の算定ルール「商品種別算定基準(PCR)」に基づいてCFPを算定し、その結果を第三者による妥当性検証を経て、はじめてCFPマークを表示することができます。

今回は、自社にて算出を行い、「出版・商業印刷物(中間財)」としては東海地区で初めて、使用許諾を取得しました。



今回取得したパンフレットのCFPは、汎用性のある様式での使用許諾で、さらに、この数値にお客様からの流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルの情報を追加することで、パンフレットにCFPマークの掲載が可能になります。

サンメッセでは、お客様の使用する各種印刷物についてCFPの値を提供するサービスや、お客様の要望に合わせた算出支援が可能になりました。

またこれ以外にも、環境に配慮した製品・サービスの提供などを通じ、CO₂排出量削減に積極的に取り組み、持続可能な低炭素社会の実現に寄与していきます。

*カーボンフットプリントマーク

「二酸化炭素の見える化」を合言葉に、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省が2009年から取り組み始めている試行事業で使用されているマーク。

許諾商品は、食品や文具、オフィス家具、衣料品、生花など、340種。今後、ISO化も検討されている。

サンメッセ株式会社
www.sunmesse.co.jp

本件に関する
お問い合わせ

TEL : 0584-81-9111 管理開発部 日比 章雄

FAX : 0584-81-9886

E-mail : hibi@sunmesse.co.jp